



# 峠のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

## 《 水 鳥 》

8月4日に185.1円と最高値を付けた全国平均のレギュラーガソリン小売価格が、わずか4ヶ月余り後の12月8日にはついに119.1円まで急落しています。最高値に比べ約36%の下落となったのはあくまでも平均価格ですので、全国各地の販売激戦区の現場ではすでに100円割れの看板も見え始めているようです。夏までの高騰を上回る急激なスピードでの下落を目の当たりにすると、まるでゲリラ豪雨のもたらす濁流があつという間に渦を巻いて押し寄せてくるようであり、その勢いに圧倒されてしまいます。しかし、このような時にこそ積極的な行動が求められるのではないかと考えています。

米国の大手証券会社リーマンブラザーズが破綻した9月15日以降の経済の変化はダイナミックであるばかりでなく、変化するスピードがかつてないほど激しくなっているように感じられます。にもかかわらず、麻生政権は補正予算の編成を来年へ先送りしてしまうという驚くべき行動を取りました。今の日本経済にとって必要なことは、大任を果たすべく政治が行動することのはずです。この機会を逃したことが、内閣支持率の大幅な急落の要因といえます。昨年6月の建築基準法改正が招いた「官製不況」でも明らかかなように、いったん崩し

た経済のリズムを元のテンポに乗せるのは容易なことではないのです。

さて、さる10月31日から中小企業の資金繰り支援策として緊急保証制度が導入されています。この緊急保証制度は信用保証協会が100%保証する制度であり、対象業種の方は一般保証8000万円に加え、別枠で8000万円までの保証が利用できる仕組みとなっています。この制度の人気は高く、年を越さずに保証枠が一杯になるのではないかともいわれています。この機会をしっかりと捉え、新年を迎える前に御社の財務内容を今一度良く吟味した上で、この緊急保証制度の活用を検討してみ

てはいかがでしょうか。

11月には「経営維新：変化し続けたものだけが生き残る、ならばその先頭に立て」と題し、TKC東京中央会主催の秋期セミナーが実施されました。ご多用中にもかかわらず、たくさんのおお客様にご参加い

ただきまして誠にありがとうございました。また、朝日カルチャーセンターでの「相続税の基礎知識」講座にも多数ご出席いただきましたことを深く感謝しております。来年も皆様方のお役に立てますよう、所員一同精一杯努力してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(副所長 杉山一紀)

ヒルトップ税理士法人



例題でみるみる解る!?

～「リース」×「消費税」＝「？」～

平成19年度税制改正で、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンスリースは売買処理として取り扱うこととなりましたが、会計と税務上の処理で不一致が生じるケースがあり、混乱を招いていました。

その所有権移転外ファイナンスリース取引に係る賃借人の消費税計算について、今回新たな取扱い（分割控除）が認められるようになりました。



例題： 下記の所有権移転外ファイナンスリース契約を締結しました。

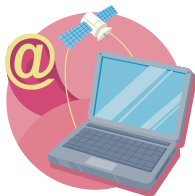
リース料総額：945,000円（うち消費税45,000円）

リース期間：3年

□ 会計処理…①か②のいずれかを選択することになります。

- |         |           |           |   |     |             |     |             |
|---------|-----------|-----------|---|-----|-------------|-----|-------------|
| ① 売買処理  | （契約締結時）   | リース資産     | ／ | 未払金 | 945,000円    |     |             |
|         |           | （リース料支払時） |   | 未払金 | ／           | 現預金 | 315,000円（※） |
| ② 賃貸借処理 | （リース料支払時） | リース料      | ／ | 現預金 | 315,000円（※） |     |             |
- （※ 金額は年間支払額で記載。）

□ 消費税（仕入税額控除）の取扱いは…。



	原則：一括控除	特例（※）：分割控除
1年目	45,000円	15,000円
2年目	0円	15,000円
3年目	0円	15,000円

※特例：会計処理として、②を選択していることが前提。

ただし、リース期間の初年度に分割控除（15,000円）を行い、2年目に残りの金額を一括控除（30,000円）するといった処理は認められません。

→ リース契約締結時の会計処理が消費税の取扱いを左右することになります。

会計上は「売買」「賃貸借」の処理を選択できるのに対して、消費税法は「売買」処理しか認められていなかったことから（所得税法・法人税法は会計上の賃貸借処理を認めています。）、実務面で混乱が生じていました。本特例が認められたことで、リースに関する処理について頭を悩ます必要はなくなったといえます。

さあ、頭がすっきりしたところで、期中に行った会計処理を見直していきましょう！

（たかはし）

## 70歳まで働ける企業に向けて

～中小企業定年引上げ等奨励金～

急速な少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれる環境の中で、長年にわたり培ってきた知識と経験を有し、働く意欲のある高齢者を雇用することが企業にとって今後の重要な課題となるでしょう。そこで、高齢者の雇用を推進している企業は助成金の申請を検討してみてもいかがでしょうか。今回は高齢者雇用に関する助成金の一つである「中小企業定年引上げ等奨励金（70歳まで働ける企業奨励金）」を紹介します。

### I. 制度の概要

雇用保険の常用被保険者数300人以下の事業主が、就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を行った場合に一定額が支給されます。



### II. 受給額

中小企業定年引上げ等奨励金は、実施した制度の種類と実施した日における企業規模（常用被保険者の数）に応じて、20万円から160万円の範囲で助成金の受給申請をすることができます。（受給は1回のみ）

### III. 受給の条件

1. 次の①から④のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。
  - ① 雇用保険の適用事業主であり、定年や継続雇用制度の年齢の引上げを実施した日において中小企業事業主（常用被保険者の数が300人以下の事業主）であること。
  - ② 一定期間に60歳以上の定年を定めていること等、継続雇用制度の導入による高齢者の安定した雇用確保の促進を行っていること。（例えば、定年の延長を行っていること）
  - ③ 事業主が、平成20年4月1日以降、就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれかを実施したこと。
  - ④ 中小企業定年引上げ等奨励金の申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が、1人以上いること。
2. このほか、一定数の高齢者を雇用する法人等（法人でない社団、財団、個人事業を含みます）を設立した事業主も対象となるケースもあります。



(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 HP)

<http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy30-2.html>

(おぬき)

# もうお済みですか？ 年末調整ABC

## 1 年末調整とは

年間の給与総額が確定する年末に年税額を正しく計算し、毎月の源泉徴収税額との差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」といいます。この差額が生じる理由としては以下のものがあります。

- ① 年の中途における出生、結婚等により扶養親族等に異動があっても、毎月の源泉徴収税額は一定であること。(異動後の月から対応。さかのぼり対応できません。)
- ② 生命保険料控除等は毎月の源泉徴収に加味されておらず、年末調整で控除されること。

## 2 本年度における年末調整の注意点

- ① 住宅ローン控除（居住年に注意しましょう！）



居住年	ポイント	注意点
平成 11 年 ～18 年居住	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額が昨年に引き続き、住民税から控除可能。	平成 21 年 3 月 16 日までにお住まいの市区町村に一定の申告書を提出する必要があります。
平成 19 年居住	2 つの計算方法から選択可能。 昨年の確定申告の際に選択した方法を継続して適用。	住民税からの控除はありません。
平成 20 年居住	年末調整では計算できません。 確定申告をする必要があります。	平成 21 年 3 月 16 日までに確定申告をする必要があります。

- ② 後期高齢者医療制度の保険料

個人が生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合には社会保険料控除の適用を受けることができます。

本年 4 月より実施されている後期高齢者医療制度は、原則としてその保険料が年金から特別徴収されていましたが、一定の手続きを行うことにより 10 月以降の保険料を被保険者の世帯主等が口座振替により支払うことができるようになってきました。この場合、世帯主等が支払った社会保険料につき社会保険料控除が適用されます。支払ったことが証明できるものをご用意ください。



働く側からすれば、年末調整を受けることで確定申告をせずに年間の所得税額の精算が可能となるのですが、会社にとっては非常に大変な作業です。毎年のことになりますが、迅速に行うため必要な書類はあらかじめまとめておきましょう！

(かねこ)

# 還付申告の期限について



2ç \$çé#Ö o!³ T é - ' ¼4Fê( - ã Æ - ã9Ô ' ½ê ' - ã9Ô-9ÖÜ àã ¿ Á Î ã ê " ú å Ð ù Ĩ =#nã A ¿ ù Ö Ç " 1¶f ì Ú ü é!³ T æ ß ¿ á ê " \$ æ ¼4ç Ç á ¿ Î ã Ĩ =#n ã Ò Á Æë

\$ç5öÇ1¶f ã à • ' æ ß ¿ á ê " ÿ ì ç ~ æ ý!³ T Ô Î ã Ç á È é á Ò •

1¶f ã à • + " ) á ã Ò ù Ò á ê " ( \ ] o Q f é Ç á š "n/œ "4° Ç ½ • ' á Ò • ( \ ] o Q f é Ç ê ã . ž › æ Þ á 2ç \$çÇ&¼%šÐ ù Ô é á " 1bñ ê #Öo!³ T Ç -Ð à Ò • Ò Æ Ò " š "n/œ " 4° æ ß ¿ á ê ã . ž › á " 4° Ç á È ù Ö é á " #Öo!³ T Ô Î ã æ Þ á 2ç \$çé1¶f ì ù Ò • ç È!³ T Ô ë 1¶f ý ç È á é á " 0 » ý ç ü æ Ò á Æ È ù Ò Á •

9ÔÐ ã Á9Ö

g û S ~ ) ? ~ Á 7 " j ` [ O \* z û

1 0 t / ° 0 Ñ Ó V • , . 0 G | ü . 7 › Ä : - • m Ø Ó Ç ç u

	/ ° 0 G Ç °	/ ° 0 G " Ò
0 G   ü Ö Ó	ø	ø
› - ç ; › Æ . £		

è V • , . - Þ ¥ ' m | , < Ó Ç æ Ü u

è V • , ™ f µ ó ' V • , ™ f . ü , Û À - • Ô & ó , t e j . - • . ³ Ó Ç ç u

V • , ð , v Ç ± ³ Ô ñ 8 ù È v ~ t ' 0 ì . { ÿ . Ó Û < ~ ç Ô % , t m | , . › - Û Þ ½ ' W Ĩ r • < Ó ! • ° ç u

Ç ~ , t ½ V • ¾ . 8 8 ø Û • ) Ð ~ © ž • u

J V R Y Y Y O J N I Q I R D W P C T Q W F Q M M K W P T Q W F Q W Q M G P I R F G Z J V O N

ç " , £

p Ĩ \* ù ù ä + 8 ÷ ' 3 p

° Ç Ä Ä Æ Ç È Í É

° ~ ö í é á é